

プレジャーボート

PB責任保険 PB総合保険

For Safety Cruising



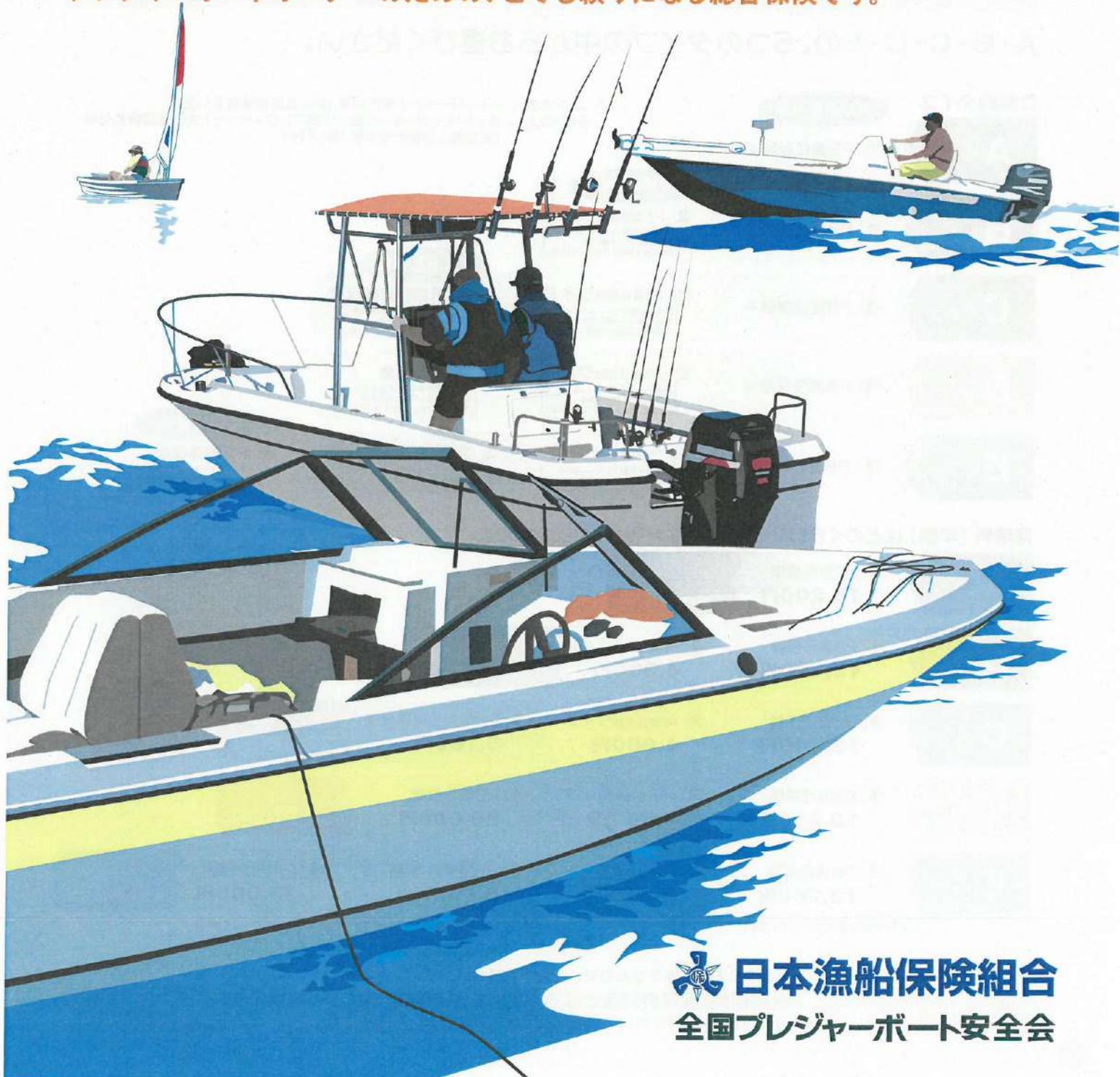
改定 '17.4.2

PB総合保険（5トン以上のPB責任保険を含みます。）はヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険を任意でお組み合わせいただく全国プレジャーボート安全会会員向けの保険で東京海上日動火災保険株式会社の引き受けとなります。このパンフレットはPB総合保険のうち、5トン以上のPB責任保険（ヨット・モーターボート総合保険）、PB責任保険ワイド（動産総合保険）、PB搭乗者傷害保険（ヨット・モーターボート総合保険の搭乗者傷害危険担保特約）の概要についてご紹介したものです。遊漁船業者賠償責任、船客傷害賠償責任保険については別紙パンフレットをご覧ください。なお、ヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険は全国プレジャーボート安全会を契約者とする団体契約です。

ご加入内容に関する
大切なお知らせ

ご加入・ご更新いただく前に、保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、ご更新の場合は、現在のご加入内容についても併せてご確認いただき、万一誤りがありましたら取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

漁港やマリーナなどを利用されるプレジャーボート所有者の皆様へ
プレジャーボートオーナーのための、とても頼りになる総合保険です。



 **日本漁船保険組合**
全国プレジャーボート安全会

ご加入の
対象艇

20トン未満のレジャー艇（プレジャーモーターボート、プレジャーヨット）
5トン未満の営業艇（遊漁船、旅客船、瀬渡し船、交通船、遊覧船）

※漁船（漁船登録がある船舶）、水上バイク、各種作業船、貨物の運搬を業とするもの、教習艇、競走用モーターボート、ゴム製のボートは加入できませんので、ご注意ください。

PB責任保険・PB総合保険の特徴とメリット

1. 捜索救助費用は、PB責任保険にセット付帯（人命だけではなくご自身の艇の曳航救助費用も補償します。）
2. 無事故艇は保険料を割引（無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみ。）
3. 団体加入で保険料を割引（10隻以上19隻以下で5%、20隻以上で10%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみで、保険期間を同一として一括加入される場合。）
4. 海の事故処理に精通した専門スタッフ（漁業者との事故解決など、迅速・適切に対応します。）

保険構成・ご契約パターン

A・B・C・D・Eの、5つのタイプの中からお選びください。

ご契約タイプ

安心の第一歩

※ 5トン未満：プレジャーボート責任保険（日本漁船保険組合引受）
5トン以上：ヨット・モーターボート総合保険プレジャーボート責任保険特約付帯（東京海上日動火災保険（株）引受）



保険料（年額）はどのくらい？（5トン未満モーターボート50馬力以下の場合）

タイプ	1 PB責任保険	2 PB責任保険ワイド	3 PB搭乗者傷害保険	4 PB船体保険	合計保険料
Aタイプ	13,200円				13,200円
Bタイプ	13,200円	4,000円			17,200円
Cタイプ	13,200円	4,000円	5,160円		22,360円
Dタイプ	13,200円	4,000円		25,000円	42,200円
Eタイプ	13,200円	4,000円	5,160円	25,000円	47,360円

保険金額1事故につき1億円

1名保険金額500万円×定員3名 保険金額100万円・実損タイプ

上記A・B・C・D・Eパターン以外のご加入はできませんので、ご注意ください。

保険期間

保険期間（保険の対象となる期間）は、保険開始日から1年間です。（初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。）



安心の第一歩です

1 PB責任保険

5トン未満：プレジャーボート責任保険（日本漁船保険組合引受）
5トン以上：ヨット・モーターボート総合保険プレジャーボート責任保険
特約付帯（東京海上日動火災保険（株）引受）

こんなときに保険金をお支払いします

対人賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。^(※)

例えば

- 漁船、レジャー船やその他船舶に衝突して、相手船の乗船者を死傷させてしまった場合。
- 自船の乗船者以外の遊泳者やダイバーなどと接触して、死傷させてしまった場合。



対物賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）の財物を滅失・破損・汚損し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。^(※)

例えば

- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 定置網、養殖網、海産物などの漁業用施設や漁協の施設に損害を与えてしまった場合。



人命捜索救助費用

船体捜索救助費用と合わせて
1事故200万円限度

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます）の遭難により、その乗船者が他の船舶により捜索または救助または移送された際に、捜索者からの請求に基づいて、乗船者が支出した捜索、救助、移送の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- プレジャーボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合。



船体捜索救助費用

人命捜索救助費用と合わせて
1事故200万円限度

プレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じ、他の船舶により自艇が曳航または救助された際に要した費用について保険金をお支払いします。

例えば

- 座礁し、救助された場合。
- プロペラにロープが絡まって、曳航救助された場合。



! 修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

^(※) 漁船の航行する水域内またはこれに隣接する港湾施設内で生じた事故に限って保険金をお支払いします。

各補償における被保険者の範囲（5トン以上の場合）

対人賠償および対物賠償の補償

● 記名被保険者・記名被保険者の同居の親族でプレジャーボートを使用または管理中の者・記名被保険者の承諾を得てプレジャーボートを使用または管理中の者、ただし、船舶取扱業者が業務として受託したプレジャーボートを使用または管理している間は除きます。● 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者がプレジャーボートをその使用者（注）の業務に使用している場合に限り。注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者に準ずる地位にある者を含みます。

● 人命捜索救助費用および船体捜索救助費用の補償
乗船者（操縦者を含みます）

◎ 保険金のお支払い

- お支払いする賠償金および費用の額が1事故1万円以上の場合に保険金をお支払いします。（1万円未満の場合は保険金をお支払いしません。）
- 人命及び船体の捜索救助費用では、他の船舶の費用について、船体の救助を伴う事故の場合は船舶使用料（乗組員の給料・食料費を含む）及び燃料費を、船体の救助を伴わない事故の場合は燃料費、乗組員の給料・食料費をお支払いします。（ただし、これらの費用のうち引受保険会社が正当と認めるものに限ります。）その他の費用については、PB責任保険ワイドの捜索救助費用で補償されるものがあります。
- また1回の遭難につき2名以上の被保険者が捜索救助費用を負担した場合で各被保険者に対する捜索救助費用の合計額が保険金額を超えるときは次の算式により算出した額を各被保険者にお支払いします。
200万円×各被保険者に対する捜索救助費用／各被保険者に対する捜索救助費用の合計額
- 遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署、海上保安庁その他の公的機関、漁業協同組合、サルベージ会社に捜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。
- 対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法
次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。
① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金（被衝突船舶にかかる修理費等の損害、積荷の引揚、治療費、慰謝料等）^{*1}
② 被保険者に対し損害賠償請求訴訟が提起された、または仲裁・示談となったときに必要または有益であった訴訟費用、または仲裁・示談手続きに必要な費用
③ 海難審判に必要、または有益であった費用
④ ②の場合において損害賠償に関し仮差押えを排除するために必要な保証料、または保証金借入利息
⑤ 保険の対象となる事故について被保険者の責任を防衛、軽減するために必要または有益な費用
【お支払い方法】
・上記「①」と「②～⑤の争訟費用^{*2}を除いたもの」の合計額を保険金額を限度にお支払いします。
・争訟費用^{*2}については引受保険会社が認める場合に限り実額をお支払いします。
- *1 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）その他法令に基づき被保険者の責任が制限された場合には、その制限された後の金額を損害賠償金の額とします。なお、当該法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続を取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなして保険金をお支払いします。
- また他の船舶の乗船者の所持品損害の賠償額は1事故1人あたり40万円を限度とします。
- *2 「争訟費用」とは損害賠償に関する訴訟の提起または応訴のために要した必要または有益な費用をいいます。

◎ 保険金をお支払い出来ない主な場合

- 自船の乗船者（操縦者、出港時に乗船していた方などを含みます）に対する賠償責任
 - 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
 - 漁船の航行する水域またはこれらに隣接する港湾施設以外で生じた事故に対する賠償責任
 - 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびこれらに類似の財物に生じた損害に対して負担する賠償責任
 - 人命及び船体の捜索救助費用のうち、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるもの。
 - 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって使用中に生じた損害
 - 担保地域（日本国の陸地から200km以内の水域および内陸（水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側）から外れているときに生じた事故による損害（5トン以上の場合）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害（5トン以上の場合）
 - 法令に違反して保険に係るプレジャーボードを運航した場合に生じた損害（5トン未満の場合）
 - 保険契約者又は被保険者が、保険に係るプレジャーボード又はその運航につき通常行すべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ったとき（5トン未満の場合） など
- !** PB責任保険の対人賠償と対物賠償は法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いするものです。例えば台風などの自然災害によって他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えたような法律上の賠償責任を負わないケースでは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



事故の費用を補償します

② PB責任保険ワイド

動産総合保険プレジャーボート責任保険ワイド
特約付帯 (東京海上日動火災保険(株)引受)

こんなときに保険金をお支払いします

船骸撤去費用

100万円
限度

プレジャーボートが沈没や座礁などの不測かつ突発的な事故により全損となったとき、法令などによって撤去勧告・命令を受け、船骸撤去費用(引受保険会社が正当と認める費用)を負担する場合に、1事故につき100万円を上限に保険金をお支払いします。

「全損」とは以下のことをいいます。

- ①プレジャーボートが原型をとどめない状態になったとき
- ②プレジャーボートが原型に復旧が不可能なまでに船体の主要部分に損害を受けたとき
- ③プレジャーボートの救助が技術的に不可能になったとき
- ④プレジャーボートが沈没し引揚が容易にできなくなったとき
- ⑤修理費用及び修理工場等への運搬費用の合計額がプレジャーボートの時価額を超えるとき



水面清掃費用

20万円
限度

プレジャーボートが衝突や座礁などの不測かつ突発的な事故により、船体に損傷を受け燃料などが流出してしまったとき、水面清掃費用(引受保険会社が正当と認める費用)を負担する場合に、1事故につき20万円を上限に保険金をお支払いします。



捜索救助費用

200万円
限度

プレジャーボートの乗船者(操縦者を含みます。)の遭難により、遭難した乗船者を捜索、救助、移送する活動に対して、捜索者からの請求に基づいて乗船者が支出した捜索、救助、移送費用、またはプレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じた場合に曳航、救助のために要した費用のうちPB責任保険で支払われる人命及び船体の捜索救助費用以外の費用(引受保険会社が正当と認める費用)について保険金をお支払いします。

ただし、PB責任保険ワイドの捜索救助費用の対象となる額(PB責任保険の人命及び船体の捜索救助費用等で支払われるべき費用の額を含みます。)が1万円以上のとき、引受保険会社が正当と認めた費用または200万円のいずれか低い額から、PB責任保険の人命及び船体の捜索救助費用等の同種の損害、費用を補償する他の保険契約等から支払われる保険金の額を控除した残額を保険金としてお支払いします。

※ PB責任保険では、船舶以外による救助費用はお支払いできません。

港内におけるプロペラでん格物除去のためのダイバー等の費用や、修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

賠償責任

3,000万円
限度

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因し他人の生命・身体を書し、または他人の財物を損壊したことで法律上負担しなければならない以下の賠償責任について、1事故につき損害賠償金等(争訟費用を除く)を合算して3,000万円を上限に保険金をお支払いします。

- 陸上(自宅脇など)保管中において、プレジャーボートの所有・使用・管理に起因し、他人を死傷させ、または他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- 落水者など舷外の自船乗船者(自船からの落水者、ダイバーや水上スキーヤーなど)をプレジャーボートの運航により死傷させまたはその者の携行していた財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- プレジャーボートの衝突事故により、被衝突船舶乗船者の所持品を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合。(ただし、1事故1人あたり40万円を超え、100万円までの60万円をお支払いの限度とします)



各費用における被保険者の範囲

船骸撤去費用、水面清掃費用、賠償責任

・記名被保険者・記名被保険者の同居の親族でプレジャーボートを使用または管理中の者・記名被保険者の承諾を得てプレジャーボートを使用または管理中の者、ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送、引航など船舶を取り扱うことを業としている者(これらの者の使用人およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を遂行する他の機関を含みます。)が業務として受託したプレジャーボートを使用または管理している間を除きます。

捜索救助費用

乗船者(操縦者を含みます)

◎保険金のお支払い

- それぞれの担保項目ごとの保険金額を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- 被衝突船舶乗船者の所持品に対する賠償責任以外はお支払いする費用の額がそれぞれ1事故1万円以上の場合に保険金をお支払いします。(1万円未満の場合は保険金をお支払いしません。)
- 遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署、海上保安庁その他の公的機関、漁業協同組合、サルベージ会社または航空会社に捜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。
- 対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法
次のような損害賠償金や諸費用をお支払します。
①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料等)
②損害の拡大防止・軽減に必要なまたは有益な費用
③他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用
④損害の拡大防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が同意した費用
⑤万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用(事前に引受保険会社の同意が必要です。)

【お支払い方法】

- ・上記①～④の損害額の合計額は保険金額を限度にお支払いします。
- ・⑤の争訟費用については実額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- 自船の搭乗者(操縦者を含む)に対する賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- 船体の装備品、正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類似の財物に与えた損壊によって負担する賠償責任による損害
- 捜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機により発生した費用
- 飲酒等によって正常な操縦ができないおそれがある状態での操縦により生じた損害
- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって操縦された場合に生じた損害
- 担保地域(日本国の陸地から200km以内の水域および内陸(水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側))から外れているときに生じた事故による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- テロ行為、その行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為による損害 など



レジャー艇のゲストの方へ

③ PB搭乗者傷害保険

ヨット・モーターボート総合保険
搭乗者傷害危険担保特約付帯
(東京海上日動火災保険(株)引受)

こんなときに保険金をお支払いします

ご加入のプレジャーボートに搭乗中の方(操縦者を含みます)が、プレジャーボートの航行に起因する事故、プレジャーボート航行中の衝突、火災、爆発またはプレジャーボートのその他不測かつ突発的な事故により死亡されたり、後遺障害または傷害を被られた場合、あらかじめ定められた金額を保険金としてお支払いします。



死亡保険金

左記の事故による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき、1名につき保険金額の全額を、被災搭乗者の法定相続人にお支払いします。

●既に支払った後遺障害保険金または医療保険金があるときは、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

後遺障害保険金

左記の事故による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、1名につきその後遺障害の程度によりあらかじめ定められた額(保険金額の4%~100%)を、被災搭乗者にお支払いします。

●同一の事故で医療保険金も支払うべき場合には、医療保険金と後遺障害保険金の双方についてお支払いします。ただし、1回の事故につき、合算して1名当たり保険金額を限度とします。

医療保険金

左記の事故により、傷害を被り医師の治療を受けたとき、事故の日からその日を含めて180日以内で、医師による治療日数1日につき、1名あたりあらかじめ定められた日額を、被災搭乗者にお支払いします。

(医学的他覚所見のない場合はお支払いの対象外となります。)

●医療保険金の支払を受けられる期間中、更に医療保険金の支払を受ける別の傷害を被ったとしても重複してお支払いしません。

◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- 被保険者の故意または重大過失によって、その本人について生じた傷害
- 船から離れている時に生じた傷害
- 飲酒し操縦している場合、または麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦した場合のその本人

について生じた傷害

- 競争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害
- 日射、熱射または精神的衝動による身体の障害
- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって操縦中にその者に生じた傷害

- 担保地域(日本国の陸地から200km以内の水域および内陸(水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側))から外れているときに生じた事故による傷害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害



ご加入の艇の損害に対する補償です

④ PB船体保険

ヨット・モーターボート総合保険
プレジャーボート船体特約付帯
(東京海上日動火災保険(株)引受)

こんなときに保険金をお支払いします

沈没、衝突、座礁、火災、爆発、台風、暴風雨、高潮、洪水などの不測かつ突発的な事故により、ご加入の艇が損害を被った場合に保険金をお支払いします。



船体に損傷を受けた



台風で船が沈没した

◎保険金のお支払い

全損の場合

保険金額を保険金としてお支払いします。

※保険対象船舶の行方が60日を経過しても不明の場合は全損と推定します。

全損以外の場合

修理費(注)に次の①~③の費用を加算し、④の額を控除した金額を損害額とします。

費用	①損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
	②他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用
	③盗難にあった保険対象船舶を引き取るために要した費用
	④修理にともなって生じた残存物があるときはその価額
控除する金額	

(注) 修理費とは事故発生直前の状態に復旧するための費用および損害発生地から最寄りの修理工場または引渡保険会社の指定する場所まで曳航(*)もしくは運搬するために要した費用またはこれらの場所まで航行するために必要な仮修理の費用の合計額をいいます。

(*) 曳航するのに要した費用のうち、PB責任保険ワイドで対象となる費用については、PB船体保険では対象外となります。

損害額に次表に掲げる縮小割合を乗じて得た額を保険金としてお支払いします。

(縮小割合)

船舶のトン数	損害の内容	スタンダードカバー
5トン未満・5トン以上共通		70%

◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 酔酔し運転の場合に生じた損害
- 故障および欠陥、摩滅、腐し、さびその他の自然の消耗
- 戦争、内乱、その他類似の事象、暴動による損害
- 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- 地震、噴火または津波による損害
- 付属機器のうち保険対象船舶に定着されていないものに生じた損害(ただし、保険対象船舶の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合は除きます)
- 法令により定められた操縦資格がある者の同乗なしに操縦されたときの事故、または大麻、シンナー等で正常に操縦できないおそれがある状態で操縦されたときの事故
- 担保地域(日本国の陸地から200km以内の水域および内陸(水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側))から外れているときに生じた事故
- エンジンの盗難(ただし、船体とともに盗取されたとき、または艙庫内に保管されている間もしくは船舶の保管業者に寄託されている間に生じた場合はこのかぎりではありません)

<保険対象船舶がヨットの場合>

- セール(メインセール、ジブセール、ゼノアシブ、スピナーカーおよびストームジブなどすべてのセールをいいます。)に生じた損害(ただし、保険対象船舶が全損となった場合および保険対象船舶のマストが全損になった場合はこのかぎりではありません)
- プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニット(船外機についてはローユニット)に生じた損害(ただし、保険対象船舶が全損となった場合および保険対象船舶の他の部分と同時に損害を被った場合はこのかぎりではありません)
- エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害

<保険対象船舶がモーターボートの場合>

- プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニット(船外機についてはローユニット)に生じた損害(ただし、保険対象船舶が全損となった場合はこのかぎりではありません)
- エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害

新しい艇をご所有の方へ

プレジャーボートが全損となった場合には、同等の新しいプレジャーボートを再購入するのに必要な金額を保険金額を上限にお支払いする新価タイプ(新艇から6年までが対象)もございます。このタイプは、修理の場合にも、損部分を牽引しなくてはならない修理費用を基に損害額を算定します。ただし、損害発生の日から2年以内に復旧しない場合は時価額でのお支払いとなります。詳しくは、お問い合わせください。

保険の対象

- 船体およびこれに定着・装備されている標準的な機器・装備品が保険の対象となります。
- アウトリガー・補機付発電機・レース用セール・エレキモーターは特別装備品となりますので、保険の対象とする場合、加入依頼書に明記し保険価額(金額)に記入してください。
- 燃料・潤滑油などの消耗品と、当該船舶の使用目的とは直接関係のない後部品類・書期類・釣道具・絵画などの搭載品は保険の対象となりません。

- ⚠ この保険は、原則として、ご加入前にお客立会いのうえ、艇の状態を確認させていただきます。
- ⚠ なお、船舶、保管場所、お客様の実績、保険金額などによっては、補償範囲(カバー)や補償タイプが制限されたり、お引受けできない場合がございます。
- ⚠ 1年間に2回以上または3年間に2回以上の船体事故が生じた場合、または事故の状況・内容等により船体保険もしくはPB総合保険全ての担保項目についてお引受けができなくなる場合がございますので、あらかじめご了承ください。お申し込み申し上げます。

保険料(1年間)

1 PB責任保険

この保険料には、人命及び船体の捜索救助費用の保険料が含まれています。保険料単位：円

保険金額 (1事故につき)	モーターボート					ヨット		
	5トン未満				5トン以上 (50馬力超※)	5トン未満		5トン以上 (8m超※)
	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超 150馬力以下	150馬力超		8m以下	8m超	
1,000万円	9,800	15,400	20,000	24,600	—	10,200	14,700	—
3,000万円	12,300	17,200	21,800	26,400	27,570	10,700	15,700	17,200
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	28,580	11,100	16,300	17,980
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	30,790	11,400	16,800	19,680
2億円	13,600	19,300	24,700	30,000	34,410	11,800	17,500	22,400
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	36,850	12,000	17,900	24,330
4億円	14,100	20,200	25,900	31,600	38,960	12,100	18,200	25,960
5億円	14,300	20,500	26,400	32,200	40,680	12,300	18,600	27,280
6億円	14,600	20,900	26,800	32,800	42,620	12,500	18,900	28,830
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	44,550	12,700	19,200	30,300
8億円	15,000	21,600	27,800	34,000	46,270	12,900	19,500	31,620
9億円	15,200	21,900	28,300	34,500	47,790	13,100	19,800	32,780
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	49,330	13,200	20,100	33,940

◎5トン未満のPB責任保険(上表青色の部分)は、保険料の割引があります。

無事故割引

無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%の割引が適用されます。

団体契約割引

保険期間を同一として一括加入される場合には、10隻以上19隻以下5%、20隻以上10%の割引が適用されます。

※5トン以上でモーターボート50馬力以下又はヨット8m以下の場合の保険料については、お問い合わせください。

2 PB責任保険ワイド

保険料単位：円

5トン未満	5トン以上
4,000	8,000

3 PB搭乗者傷害保険

保険料単位：円

	1名あたり 保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
	1日・1名あたり 医療保険金		5,000円	10,000円	10,000円	10,000円
定員	1名	2,360	4,720	6,300	8,400	12,380
	2	4,000	8,000	10,800	14,400	21,200
	3	5,160	10,320	13,860	18,480	27,220
	4	5,960	11,920	16,020	21,360	31,420
	5	6,520	13,040	17,640	23,520	34,610
	6	6,920	13,840	18,720	24,960	36,770
	7	7,120	14,240	19,260	25,680	37,790
	8	7,320	14,640	19,800	26,400	38,850
	9	7,520	15,040	20,340	27,120	39,910
	10	7,720	15,440	20,880	27,840	40,970
	11	7,920	15,840	21,420	28,560	42,030
	12	8,120	16,240	21,960	29,280	43,090

※この表の定員以上の保険料については、お問い合わせください。

4 PB船体保険

〈保険金額1,000円あたりの保険料〉

単位：円

実損タイプ	25
-------	----

○艇の時価(注)によって保険価額を協定し、保険金額は保険価額と同額とします。

(注)時価とは同等の新艇の購入に必要な費用から使用損耗による減価分を控除した額をいいます。

ご加入の手続き

ステップ 1 このパンフレットの「見積依頼書」に必要な事項を記入し、「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意ください。

ステップ 2 お見積り等をご案内(お電話でのご連絡または「お見積書」のご郵送またはFAX)した後、加入申込書・依頼書と保険料送金用紙等をお送りいたします。

ステップ 3 保険開始日以前に、加入申込書・依頼書にご捺印のうえご返送いただき、保険料を金融機関等でお支払いください。

事故のご報告は…

プレジャーボート保険クレームデスク

プレジャーボート保険クレームデスクでは事故の受付を行っております。事故時に救助等の手配を行うものではありません。

フリーダイヤル

☎0120-661-104

FAX

046-881-0067

(平日午前9時から午後5時まで)

※土日祭日及び夜間(午後5時から翌日午前9時まで)は、

☎0120-575-110(東京海上日動安心110番)までご連絡ください。

- 保険事故または保険事故の原因となる不測かつ突発的な事故が発生したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容、他の保険契約の有無・内容、その他の必要事項について、プレジャーボート保険クレームデスクにご通知ください。また、盗難のときは遅滞なく警察にお届けください。
- ご契約内容確認のために加入者証記載の「加入者番号」が必要となりますので「加入者証」付属の「加入者カード」を携帯されることをおすすめします。また、後日のため、「事故発生通知書」を必ずFAXしてください。
- 賠償責任について相手側と示談される場合や事故にあったプレジャーボートを修理される場合は、必ず事前に引受保険会社に通知し承認を得ることが必要です。
- この保険では被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- 保険金請求に必要な書類：保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、プレジャーボート保険クレームデスクまたは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問合わせ下さい。保険金請求権については時効<3年>があります。ご注意ください。

ご加入の際のご注意

- ①告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。引受保険会社の代理店には告知受領権があります。
 - ②この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、PB搭乗者傷害保険を除き次のとおり保険金をお支払いします。
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。ただし、PB責任保険ワイドの「捜索救助費用」については同種の契約が他にある場合の保険金のお支払いは他の契約が優先払いとなります。
 - ③賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。
 - ④この保険は、示談交渉付きではありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社等からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社等の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
 - ⑤ご加入者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- [引受保険会社が東京海上日動火災保険(株)の場合、以下についてもご注意ください]
- ⑥取扱代理店は東京海上日動火災保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、東京海上日動火災保険(株)代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険(株)と直接契約されたものとなります。
 - ⑦先取特権について：PB責任保険(5t以上)・PB責任保険ワイドの賠償責任部分において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の(1)～(3)までの場合に限られますので、ご了解ください。
(1)被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
(2)被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
(3)被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

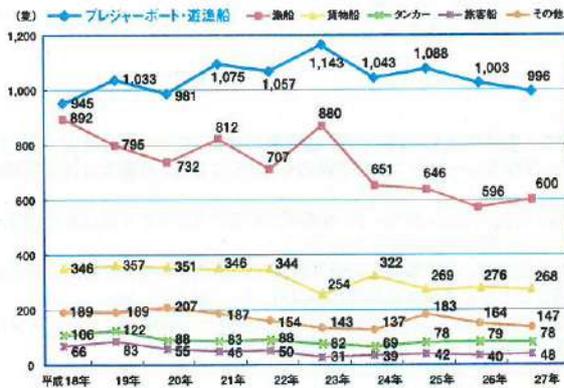
ご加入後のご注意

- ①保険加入者証：保険加入者証が、1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながら団体窓口へご照会いただきますようお願いいたします。
ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間(保険のご契約期間)などをご連絡願います。
- ②通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合にご連絡していただく義務)：
(5トン未満のPB責任保険)
・プレジャーボートの譲渡 ・プレジャーボートの用途変更 ・プレジャーボートの保管場所の変更又は保管施設の構造を改変 ・保険契約者または被保険者の氏名若しくは名称または住所の変更 ・プレジャーボートの改造 ・プレジャーボートのエンジン換装 ・他の保険契約の締結(重複する保険契約を締結された場合、契約を解除することがあります)
・艇の入替(新たに別のプレジャーボートを取得される場合には、保険を新たなプレジャーボートに引継ぐことができます。ただし、5トン区分(未満/以上)に変更がある場合は保険を引継ぐことができません。)
(上記以外の保険)
ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ③保険料の払戻し：保険料を払戻しできるのは、下記事由による保険の解約及び艇又はエンジンの入替等、一定の事由が発生した場合に限られております。なお、払戻保険料は未経過期間に対する保険料に定率を乗じた額となります。詳しくは、お問い合わせください。
・プレジャーボートの解体 ・プレジャーボートの所有権の移転等 ・記名被保険者(5トン未満のPB責任保険：プレジャーボートの所有者または使用者)の死亡・解散・破産
・プレジャーボートの漁船登録の取得 ・プレジャーボートの滅失、沈没、存否不明 等

万一に備え、プレジャーボートに賠償責任保険をつけることは、
今やマナーでもあり、ご自身を守る手段です。

プレジャーボートの増加とともに、
事故の不安はますます大きく

海難船舶の用途別推移



意外にも、交通事故とほぼ同じ!
海上での賠償事故発生率

交通事故発生率
(自損事故を含みます。)

0.66%

536,899件/
80,900,730台

※平成27年度国土交通省・警察庁統計

漁船賠償事故発生率

0.73%

1,230件/
168,868隻

※平成27年度漁船保険PI基本損害実績

心配なのは、高額な賠償負担金

人身賠償負担金はどのくらい?

40才男性(扶養者あり)1名の死亡の場合

葬儀費 60万円 + 逸失利益 7,614万円 + 慰謝料 1,300万円
= 人身賠償負担金額 8,974万円

※自賠責基準により算定。逸失割合は100:0の場合。
※前年度年収800万円・生活費控除35%・ライプニッツ係数を用いて逸失利益を算定。
慰謝料は、本人分と遺族3名(妻・子2人)分を含む。

どうする?高額な漁業補償、
事故や遭難での救助費用

漁業補償等

捜索救助費用

定置網や養殖施設
などへの乗り上げ

座礁などの事故や、
乗船者の落水

最大
2,500万円
程度

最大
200万円
程度

※漁船保険20トン未満事故支払実績 平成元年度~27年度

引受

5トン未満のPB責任保険

日本漁船保険組合 (お問合わせ先と同じ)

上記以外の保険 (PB総合保険)

[東京海上日動火災保険代理店]

(株)エフ・ブイ・アイサービス

~「エフ・ブイ・アイ」は、Fishing Vessel Insurance

(漁船保険)の略です~

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-2-2日比谷ダイビル

TEL (03) 5532-1366 FAX (03) 5532-1367

[引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

(担当部署) 船舶営業部 営業開発室

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL (03) 5223-3222 FAX (03) 3285-1083

5トン未満のPB責任保険以外の保険契約は全国プレジャーボート安全会を保険契約者とし、全国プレジャーボート安全会会員等を被保険者とする団体契約となります。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国プレジャーボート安全会が有します。

漁船保険とは…?

漁業経営の安定のために「漁船損害等補償法」という法律に基づき実施されている保険です。全国で、約17万隻の漁船と約1万7千隻のプレジャーボートが加入しています。

Let's Visit!!

日本漁船保険組合ホームページ
<http://www.ghn.or.jp/>

日本漁船保険組合 本所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-2

Tel (03) 3591-3102 Fax (03) 3591-3010

お問合わせ先 (加入手続き・各種変更手続き等)

このパンフレットは、プレジャーボート責任・総合保険の概要を紹介したものです。詳細は「保険約款」によりますが、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先、取扱代理店、引受保険会社におたずねください。5トン未満のPB責任保険以外の保険契約は、全国プレジャーボート安全会を保険契約者としているため、当該団体が保有する保険約款によります。ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」をよくお読みいただき、「保険約款」をご覧ください。

全国プレジャーボート安全会規約

【名称】

第1条 本会は、全国プレジャーボート安全会と称する。

【目的】

第2条 本会は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（以下「プレジャーボート」という。）の安全な運航及び事故防止並びに漁業との共生のための調査研究並びに啓発を行うことを目的とする。

【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) プレジャーボートの安全な運航と事故防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報
- (2) プレジャーボートと漁船間のトラブルの防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報
- (3) プレジャーボートに係る責任保険、船舶保険並びに搭乗者傷害保険等のあっ旋
(5トン未満の船舶に係るプレジャーボート責任保険を除く。)
- (4) 前各号に掲げるもの他、本会の目的を達成するために必要な活動

【事務の委託】

第4条 本会は、前条各号に掲げる活動に係る事務に関し、別に定める一部事務について株式会社エフ・ブイ・アイサービスに委託するものとする。

【会員の種類】

第5条 本会の会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。

【正会員】

第6条 本会の正会員たる資格を有する者は、プレジャーボート責任保険に加入している者及び本会が認めるプレジャーボートのオーナーであって、本会への入会の申し出のあった者とする。

【賛助会員】

第7条 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者であって会長が認めたものとする。

【正会員の入会及び脱会】

第8条 正会員たる資格を有する者が、書面により入会の申込みをしたことをもって入会とする。
2 正会員から書面等による脱会の意思表示がなされたことをもって脱会とする。

【会費】

第9条 本会の経費は、賛助会員の会費等をもってこれを賄う。

【役員】

第10条 役員は、会長及び監事1名とし、評議員会において会員の中から選任する。

【会を代表すべき会長】

第11条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

【監事の職務】

第12条 監事は、少なくとも毎会計年度1回本会の財産及び業務執行の状況を監査して、これを評議員会に報告しなければならない。
2 監事は、前項に規定するもののほか、必要に応じて監査することができる。
3 監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

【役員の任期】

第13条 役員の任期は2年とし重任を妨げない。
2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

【評議員】

第14条 本会は評議員5名以上を置き、会員及び学識経験者の中から評議員会の議を経て会長が委嘱する。
2 評議員の任期は2年とし重任を妨げない。
3 評議員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

【評議員会】

第15条 本会は毎年1回、評議員会を開き、必要に応じて、臨時評議員会を開催するものとする。
2 評議員会は、会長が召集するものとし、評議員会を召集するには、会日より5日前に、評議員に対して、その通知を発することを要する。
3 次の各号に掲げる事項は評議員会の決議を経なければならない。
(1) 本規約の変更 (2) 活動の報告及び計画 (3) 決算及び予算
(4) 会長及び監事の選任及び解任 (5) その他本会の運営に関する重要な事項
4 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。
5 評議員は、1個の議決権を有する。
6 評議員会の議事は、評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した評議員がこれに署名又は記名押印することを要する。

【会計年度】

第16条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

全国プレジャーボート安全会入会申込書

全国プレジャーボート安全会の趣旨に賛同し、本会に入会いたします。

平成 年 月 日

ご住所	〒	TEL ()-()-() FAX ()-()-()			
	フリガナ				
お名前	フリガナ	印	性別 <input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	年 月 日
			ご職業		
ご連絡先	TEL ()-()-() FAX ()-()-()				

プレジャーボート総合保険の見積を依頼 します しません

PB総合保険見積依頼書

1. 艇の明細 ※船舶検査手帳・船舶検査証書を提出される場合は、太枠内はご記入不要です。

船名	フリガナ		船種	レジャー艇		営業艇		
				モーターボート	ヨット	遊漁船	旅客船	
船舶番号	艇長	メートル	総トン数	5トン未満		5トン以上の場合 トン		
初登録	昭和 平成	年 月	定員	船体所有者	フリガナ	申込みれた方との関係		
艇	メーカー	国産艇 輸入艇		機関	内訳	馬力 (PS)	予備検査番号	
	形式				合計	馬力 (PS)	予備検査番号	
	予備検査番号				馬力 (PS)	据置方式	船外機	船内外機
主たる保管場所	所在地	〒						
	名称						形態	<input type="radio"/> 上架 <input type="radio"/> 係留 <input type="radio"/> その他
購入日	昭和 平成	年 月 日	購入	→ <input type="checkbox"/> 新艇 <input type="checkbox"/> 中古艇				
艇の価格	万円			→ <input type="checkbox"/> 購入価格 <input type="checkbox"/> 推定される現在の時価額				
特別装備品	名称	据付年		購入価格				
	アウトリガー	年		円				
	補機付発電機	年		円				
	レース用セール	年		円				

2. 保険の内容

保険開始希望日	年 月 日	ご希望のタイプに <input checked="" type="checkbox"/> 印を入れてください。	<input type="checkbox"/> Aタイプ	<input type="checkbox"/> Bタイプ	<input type="checkbox"/> Cタイプ	<input type="checkbox"/> Dタイプ	<input type="checkbox"/> Eタイプ
保険種目	保険条件など					保険料	合計保険料 円
① PB責任保険	保険金額	万円			円		
② PB責任保険ワイド	<input type="checkbox"/> 加入				円		
③ PB搭乗者傷害保険	1名保険金額	万円	人数	名	円		
④ PB船体保険	保険金額	万円	<input type="checkbox"/> 実損タイプ <input type="checkbox"/> 新価タイプ		円		

保険組合使用欄

個人情報の取扱いに関するご案内: 全国プレジャーボート安全会は、入会申込書等入会に際して取得する個人情報を、当会の会員名簿へ登録するほか、プレジャーボート責任保険及びプレジャーボート総合保険のご案内並びに小型船舶に関する情報提供等本会規約第3条に掲げる活動のために利用します。このうち、プレジャーボート責任保険及びプレジャーボート総合保険をご案内するため、日本漁船保険組合、東京海上日動火災保険株式会社(取扱代理店である株式会社エフ・ブイ・アイサービスを含みます。)又は業務提携先であるアクア船舶鑑定株式会社に対して、入会申込書等入会に際して取得する個人情報(氏名、住所、船名など)を書面又はデータファイルにて提供いたしますので、あらかじめご了承ください。なお、上記第三者への情報提供をご了承いただけない場合には提供を中止いたしますので、希望される場合は2週間以内に本会事務委託先である株式会社エフ・ブイ・アイサービス(本パンフレット裏面参照)までご連絡ください。